

整理係 乙第 八〇 号

特整 登 一五三年

昭和二十三年三月十三日

特別調達課 調整局 企畫課

總理府官房總務課 印中

特別調達課改訂分課規程送付の件

今般特別調達課機構に一部變更あり

- 一 經理局は從來予算、司計及び經理の三課であつたものが、予算司計、經理第一、經理第二、及び出納の五課となり
- 二 契約局需品部は需品調査、需品入札及び需品契約の三課であつたものが、木材契約、家具契約、金屬化工契約、建材契約、電気資材契約、管工事資材契約、設備器具契約及び用品契約の八課になり

特別調達課

裏面白紙

裏面白紙

〔技術局企畫部に新たに維持工事積算課を新設すること、なつ
た
よつて従來の分課規定の第十一、十四、十五、十九、二十、二一
二七の各條を變更し第三六條の後に一條を加へ且つ條文番號を改
め別添の通り改訂分課規定二部を送付するから御查收ありたい。

特別調達廳

特別調達廳分課規程

特別調査廳分課規程

(昭和三十三年十月一日規定、昭和三十三年三月二十五日改正)

第一條 秘書室においては左の事務を掌る。

一 役員の秘書に関する事項

第二條 庶務部は左の三課を置く。

庶務課

人事課

會計課

第三條 庶務課においては左の事務を掌る。

一 理事會に関する事項

二 總裁印及び廳印の保守に関する事項

三 文書の授受、發送、編纂及び保存に関する事項

四 淨書、速記、翻譯並に通譯に関する事項

- 五 電話の運営に関する事項
- 六 乗用車の維持運営に関する事項
- 七 其の他一般庶務に関する事項
- 八 他課の所管に属しない事項

第四條 人事課においてはその事務を掌る。

- 一 撥給に関する事項

- 二 職員の新退身分及び給與に関する事項

- 三 職員及び雇入の福利厚生に関する事項

第五條 会計課においてはその事務を掌る。

- 一 歳費の経理及び歳内物品の会計に関する事項

- 二 備入の人事に関する事項

- 三 歳内の費給に関する事項

- 四 支分の歳費の経理及び物品会計の検査に関する事項

第六條 調整局に左の四課を置く。

企画課

審査課

連絡課

教養調査課

第七條 企画課に於ては左の事務を掌る。

- 一 歳の由緒及びその運営の調査企画に関する事項

- 二 調達計画に関する事項

- 三 法令の企画及びその効果の検討に関する事項

- 四 諸様式の企画に関する事項

- 五 其の他一般の企画に関する事項

- 六 他課の所管に属しない事項

- 七 支分の行方同種業務の監督に関する事項

第八條 審査課においては左の事務を掌る。

一 調達受取書、覽書及びその他連合國軍より受入文書の審査配分に関する事項

二 放棄文書の審査に関する事項

三 他局の所管に属しない事項の回答の起案に関する事項

四 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第九條 連絡課においては左の事務を掌る。

一 調達計画、手帳及び関係法令の周知に関する事項

二 調達に関する連絡及び便宜供與に関する事項

三 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第十條 教養調査課においては左の事務を掌る。

一 本廳及び支局の業務調査並びに業務指導に関する事項

二 本廳及び支局職員の教養訓練に関する事項

三 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第十一條 整理司に左の五課を置く。

豫算課

司計課

整理第一課

整理第二課

出納課

第十二條 豫算課においては左の事務を掌る。

一 事業費の豫算の編成及び受取に関する事項

二 融資計画に関する事項

三 他課の所管に属しない事項

四 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第十三條 司計課においては左の事務を掌る。

- 一 事業費の記載並びに会計に関する事項
- 二 支局の存続同種業務の監督に関する事項

第十四條

管理第一課において左の事務を掌る。

- 一 工事契約、貸付契約（但し納入代行貸付契約を除く）及び不動産契約の事業管理に関する事項
- 二 其の他管理第二課に属しない事業費の管理に関する事項
- 三 支局の存続同種業務の監督に関する事項

第十五條

管理第二課において左の事務を掌る。

- 一 需品契約の事業費の管理に関する事項
- 二 納入代行貸付契約の事業費の管理に関する事項
- 三 支局の存続同種業務の監督に関する事項

第十六條

出納課において左の事務を掌る。

- 一 事業費の出納に関する事項

- 一 事業費の決算に関する事項

- 三 支局の存続同種業務の監督に関する事項

第十七條

契約局に左の部課を置く。

工事部

工事調査課

工事入札課

工事契約課

需品部

木材契約課

家具契約課

金属化工契約課

契約課

建築資材契約課

第二事資材契約課
設備器具契約課

用品契約課

役務部

役務調査課

役務入札課

役務契約課

不動産部

不動産調査課

不動産契約課

第十八條 工事調査課においては左の事務を掌る。

- 一 工事請負業者の調査選定に関する事項
- 二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第十九條 工事入札課においては左の事務を掌る。

- 一 工事の入札に関する事項
- 二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第二十條 工事契約課においては左の事務を掌る。

- 一 工事の契約締結に関する事項
- 二 他の部課の所管に属しない事項
- 三 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第二十一條 木材契約課においては左の事務を掌る。

- 一 木材、家具を除く木材製品及び梱包用菓子品の製造業者及び供給者の調査選定、供給の入札並に契約の締結に関する事項
- 二 船課の所管に属しない事項
- 三 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第二十二條 家具契約課においては左の事務を掌る。

一 家具製造業者及び供給の調査選定、供給の入札並に契約の締結に関する事項

二 支店に行う同種業務の監督に関する事項

第二十三條 金属化工契約課においてはその事務を掌る。

一 建設資材として用ひらるべき金属製品、洋灰類、塗料、顔料、薬品及び化工製品の製造業者及び供給者の調査選定、供給の入札並に契約の締結に関する事項

二 支店に行う同種業務の監督に関する事項

第二十四條 建材契約課においてはその事務を掌る。

一 砂礫、粘土、煉瓦類及び床壁張材料等他課の所管に係りない建設資材の製造業者及び供給者の調査選定、供給の入札並に契約の締結に関する事項

二 支店に行う同種業務の監督に関する事項

第二十五條 電気資材契約課においてはその事務を掌る。

一 電気資材器具の製造業者及び供給者の調査選定、供給の入札並に契約の締結に関する事項

二 支店に行う同種業務の監督に関する事項

第二十六條 管工事資材契約課においてはその事務を掌る。

一 給排水、暖房、通風、衛生及び温水施設用資材器具の製造業者及び供給者の調査選定、供給の入札並に契約の締結に関する事項

二 支店に行う同種業務の監督に関する事項

第二十七條 設備器具契約課においてはその事務を掌る。

一 冷蔵庫、台所器具、掃除器具、洗濯器具、衣園用具、消火器及び消防自動車、備品の製造業者及び供給者の調査選定、供給の入札並に契約の締結に関する事項

二 支店に行う同種業務の監督に関する事項

第二十八條 用品契約書に於ては左の事務を掌る

- 一 費用帳、怠取類、食添其の他日常雑品及び他課の所管に属しない雜品の製造業者及び供給者の調査選定、供給の入札、並に契約の締結に關する事項
- 二 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第二十九條 役務調査課に於ては左の事務を掌る

- 一 役務供給者の調査選定に關する事項
- 二 他課の所管に属しない事項
- 三 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第三十條 役務入札課に於ては左の事務を掌る

- 一 役務供給の入札に關する事項
- 二 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第三十一條 役務契約課に於ては左の事務を掌る

- 一 役務供給契約の締結に關する事項
- 二 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第三十二條 不動産調査課に於ては左の事務を掌る

- 一 接收豫定の不動産の調査選定に關する事項
- 二 接收命令の施行に關する事項
- 三 接收不動産の所有確認に關する事項
- 四 他課の所管に属しない事項
- 五 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第三十三條 不動産契約課に於ては左の事務を掌る

- 一 接收不動産の賃貸契約又は賣買契約並に之に伴う補償契約締結に關する事項
- 二 接收に伴う各種不動産の賃貸契約又は賣買契約締結に關する事項
- 三 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第三十四條 技術局に左の部課を置く。

設計部

建築課

土木課

電気課

機械課

備品課

総司令部課

企画部

需用積算課

不動産評價課

工事積算課

維持工事積算課

役務積算課
試験課

第三十五條 建築課において左の事務を掌る。

一 建築工事の設計及び審査に関する事項

二 他の部課の所管に属しない事項

三 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第三十六條 土木課において左の事務を掌る。

一 上下水道及び造園を含む土木工事の設計及び審査に関する事項

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第三十七條 電気課において左の事務を掌る。

一 電気工事の設計及び審査に関する事項

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第三十八條 機械課において左の事務を掌る。

一 暖冷房及び衛生施設その他敷設工事の設計及び審査に関する事項
二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第三十九條 備品課において左の事務を掌る。

一 備品の設計及び審査に関する事項

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第四十條 総司令部において左の事務を掌る。

一 総司令部の指示に依る型式の標準圖面及び仕様書の作成に関する事

項

第四十一條 諸品積算課において左の事務を掌る。

一 商品の製造に必要な資材、労務、積算その他積算に関する事項

二 他課の所管に属しない事項

三 支局の行う同種業務監督に関する事項

第四十二條 不動産評價課において左の事務を掌る。

一 不動産の原価、買戻価格、貸付価格及び各種補償債務の評価に関する事項

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第四十三條 工事積算課において左の事務を掌る。

一 建設工事に必要の資材、労務、工費その他積算に関する事項

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第四十四條 維持工事積算課において左の事務を掌る。

一 中小工事並びに維持工事に必要の資材、労務、工費その他調査、

積算、審査及び査定に関する事項

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第四十五條 役務積算課において左の事務を掌る。

一 各種役務の契約に必要な資材、労務、経費その他積算に関する事

項

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第四十六條 試験課に於いては左の事務を掌る。

- 一 品質の改善、生産費の低下及び所管生産資材の減少を目的とする研
- 究に関する事項
- 二 需品、資材及び器具の試験及び承認に関する事項
- 三 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第四十七條 促進局に左の部課を置く。

工事故務促進部

北方工事促進課

東京地区工事促進課

役務促進課

生産促進部

木材課

表具課

金屬化工課

建材課

電氣資材課

管工事資材課

設備器具課

用品課

一般促進部

考査課

見本課

監督課

配分課

水産課

支店課

第四十六條 地方工事促進課においては左の事務を掌る。

- 一 東京地区を除く本廳担任地域における工事の促進に関する事項
- 二 地の部課の所管に属しない事項
- 三 支店の行う同種業務の監督に関する事項

第四十九條 東京地区工事促進課においては左の事務を掌る。

- 一 東京地区における工事の促進に関する事項

第五十條 役務促進課においては左の事務を掌る。

- 一 役務契約の履行の促進に関する事項
- 二 支店の行う同種業務の監督に関する事項

第五十一條 木材課においては左の事務を掌る。

- 一 木材、家具を除く木材製品及び梱包用薬工品の生産の促進に関する事項

二 他課の所管に属しない事項

三 支店の行う同種業務の監督に関する事項

第五十二條 家具課においては左の事務を掌る。

- 一 家具の生産の促進に関する事項

二 支店の行う同種業務の監督に関する事項

第五十三條 金属化工課においては左の事務を掌る。

- 一 建設資材として用いられる金属製品、洋灰類、塗料、顔料、薬品及び化工製品の生産の促進に関する事項

二 支店の行う同種業務の監督に関する事項

第五十四條 建材課においては左の事務を掌る。

- 一 砂礫、粘土、煉瓦類及び床塀張材料等他課の所管に属しない建設資材の生産の促進に関する事項
- 二 支店の行う同種業務の監督に関する事項

第五十五條 電気資材課においてはその事務を掌る。

一 電気資材器具の生産の促進に関する事項。

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項。

第五十六條 管工事資材課においてはその事務を掌る。

一 給排水、暖房、通風、衛生並びに温水施設用資材器具の生産の促進
に関する事項。

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項。

第五十七條 設備器具課においてはその事務を掌る。

一 冷蔵庫、冷凍器具、掃除器具、洗濯器具、庭園用具、消火器及び消
防自動車の備品の生産の促進に関する事項。

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項。

第五十八條 用品課においてはその事務を掌る。

一 敷物類、窓掛類、食器其の他日常雑品及び他課の所管に属し不在の雜

品の生産の促進に関する事項

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第五十九條 考査課においてはその事務を掌る。

一 請負業者の業績の調査及び事故に関する事項

二 他課の所管に属し不在の事項

三 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第六十條 見本課においてはその事務を掌る。

一 連合團軍より見本承認取付け及び認認傳達に関する事項

二 見本の受理、蒐集、変更、配分、展示及び保管に関する事項

三 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第六十一條 並督課においてはその事務を掌る。

一 契約及び保障條項の解釋、苦情の申出受理及び解決に関する事項

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第六十二條 此分課においては左の事務を掌る。

- 一 基礎原料の配分順位決定及び緊急缺乏物資の割当其の他資材の配当に關する事項
- 二 労務及び輸送に關する緊急需要の取付並に之が優先順位変更の指示に關する事項
- 三 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第六十三條 水陸運課においては左の事務を掌る。

- 一 水陸運による物資輸送の促進に關する事項
- 二 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第六十四條 倉庫課においては左の事務を掌る。

- 一 該管用資材及び商品の倉庫保管・管理並に之の出入に關する事項
- 二 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第六十五條 事業局に左の部課を置く。

経営部

運輸保管課

養能課

建設機械直営課

管理課

労務課

雇傭契約課

労務課

台輿課

厚生課

第六十六條 運輸保管課においては左の事務を掌る。

- 一 本廠所有の貨物自動車・貨物輸送並に之の維持修理に關する事項
- 二 直營業務用物資の在庫納入・保管・梱包及び検査に關する事項

- 三 他の部課の所管に属しない事項
- 四 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第六十七條 藝能課においては左の事務を掌る。

- 一 藝能の提供に関する事項
- 二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第六十八條 建設機械直営課においては左の事務を掌る。

- 一 建設機械及び其の部品の運用に関する事項
- 二 建設機械の監督者及び作業員の訓練に関する事項
- 三 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第六十九條 管理課においては左の事務を掌る。

- 一 直営維持管理業務其の他役務の實施に関する事項
- 二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第七十條 雇傭契約課においては左の事務を掌る。

- 一 連合國軍被雇人の雇傭に関する事項
- 二 労働組合に関する事項
- 三 他課の所管に属しない事項
- 四 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第七十一條 労務課においては左の事務を掌る。

- 一 連合國軍被雇人の労務管理に関する事項
- 二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第七十二條 給與課においては左の事務を掌る。

- 一 連合國軍被雇人の給與に関する事項
- 二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第七十三條 厚生課においては左の事務を掌る。

- 一 連合國軍被雇人の福利厚生に関する事項
- 二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

